

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公表

「介護職員処遇改善加算」は、ご利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）に安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とされた加算です。平成23年度までは「介護職員処遇改善交付金」として実施されていましたが、平成24年度からは「介護職員処遇改善加算」として、介護報酬の加算へ移行しました。

「介護職員等特定処遇改善加算」は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。当法人もこの加算算定を実施しており、算定に当たっては賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みとその公表が求められます。以下に当法人の取り組みを公表いたします。

当法人の具体的な取り組みについて

○入職促進に向けた取り組み

- ・毎年度事業計画を作成し、法人理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策
- ・仕組みなどを明確化している。

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する各種研修受講支援等
- ・トレーナー制度（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）の活用
- ・施設内研修を参加型のみならず、DVDやクラウド上での動画視聴を可能としている。

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の希望に則した非正規職員から正規職員への転換制度の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアルの作成等の体制整備
- ・年次健康診断、ストレスチェックを実施し、衛生委員会で結果を踏まえた事業所全体の対応策の検討及び実施

○生産性向上のための業務改善取組

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除等）による役割分担の明確化

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童、生徒や住民との交流の実施 等

